

厚生労働省神奈川労働局発表
令和元年8月29日

担 当	神奈川労働局雇用環境・均等部
	企画課長 河野 治子
	雇用環境改善・均等推進指導官 奥町 由美子
	電話 045-211-7357

神奈川働き方改革会議を開催します

～中小企業・小規模事業者に対する取組等について～

神奈川労働局（局長 荻原 俊輔）は、神奈川県における働き方改革の推進のため、国、地方公共団体、事業主団体、労働団体、その他地域の関係者と幅広く取組の課題や事例について情報共有、意見交換を行うため、「神奈川働き方改革会議」を主催しています。

本年4月より働き方改革関連法が順次施行されているところですが、今回は特に中小企業・小規模事業者に対する取組等について情報共有・意見交換を行います。

■ 日時：令和元年9月12日（木）午後1時15分～午後3時45分

■ 場所：万国橋会議センター4階 特別会議室
横浜市中区海岸通4-23

■ 議題：（1）神奈川労働局より働き方改革関連法について（施行状況等）の説明
（2）各構成員の取組について
（3）意見交換（特に中小企業・小規模事業者に向けた働き方改革の推進について）

■ 構成員：別紙参照

■ その他：「神奈川働き方改革会議」は「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」第10条の3に基づく協議会と位置づけています。

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）

・第十条の三 国は、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、多様な就業形態の普及、雇用形態又は就業形態の異なる労働者間の均衡のとれた待遇の確保その他の基本方針において定められた施策の実施に関し、中小企業における取組が円滑に進むよう、地方公共団体、中小企業者を構成員とする団体その他の事業主団体、労働者団体その他の関係者により構成される協議会の設置その他のこれらの者間の連携体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

◆取材を希望される場合には、事前に右上の連絡先（神奈川労働局雇用環境・均等部企画課）あて、連絡をお願いします。

※撮影は、冒頭のみとさせていただきますが、傍聴は会議終了まで可能です。

神奈川働き方改革会議 構成員名簿

令和1年9月12日

区分	名称	役職
使用者団体	一般社団法人神奈川県経営者協会	専務理事
	神奈川県中小企業団体中央会	専務理事
	一般社団法人神奈川県商工会議所連合会	専務理事
	神奈川県商工会連合会	専務理事
	一般社団法人神奈川経済同友会	専務幹事
労働者団体	日本労働組合総連合会神奈川県連合会	事務局長
行政	神奈川県	産業労働局労働部長
	横浜市	経済局市民経済労働部長
	川崎市	経済労働局労働雇用部長
	相模原市	環境経済局経済部長
	神奈川労働局	局長
		総括政策調整官
		雇用環境・均等部長
		労働基準部長
		職業安定部長
		企画課長
特別構成員	関東経済産業局	
	神奈川労働局との「働き方改革に係る包括連携に関する協定」締結先	
オブザーバー	東京地方税理士会	
	独立行政法人労働者健康安全機構神奈川産業保健総合支援センター	
	神奈川県よろず支援拠点	
	神奈川働き方改革推進支援センター	